

近畿日本
ツアーリスト

大阪駅発 2016. 9. 24 限定

貸切バスで行く！秋の京都 精華町ツアー

Water survival game



真っ白なTシャツをカラフルに！

※Tシャツに着替えて頂く予定なので、当日は上下分かれた服装でご参加ください。なお、本ゲームで使用するTシャツはご用意いたします。本ゲームは水で濡れる内容となっておりますため、着替えやタオル等が必要な方はご持参願います。(着替え場所は現地公園研修室を利用致します。)

行程表

バスの中では
レクリエーション

9:00
大阪駅 集合



ウォーターサバイバルゲーム！

10:00
里山交流広場



美味しい昼食をどうぞ！

12:30
けいはんな記念公園

大学生対象
イベント

精華町

de

友活

学校が違う友達って
すごく特別感ありませんか？

ご旅行代金
¥8,980(税込)

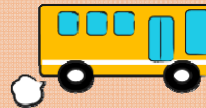
※昼食代(ハンバーガー
1店舗500円×3店舗)
は代金に含まれています。

スイーツ代



精華町3店舗スイーツ巡り♡

14:00~16:30
精華町役場周辺



嬉しいお土産付き！
(ジャム詰め合わせ)

18:00頃
大阪駅 解散

Sweets Go!

スイーツ店が密集する精華町を
フォトラリーをしながら巡って
頂きます♪

※写真は全てイメージです。

私たちが皆様に 「最高のおもてなし」をします！



イベント企画した大学生の皆さま

このツアーは関西の大学生が、ツーリズムビジネス研修の中で「学生オリジナル旅行プラン(イベント)を企画・ツーリズムビジネスを成功させよ！」をテーマに京都府相楽郡精華町にてイベント企画されたツアーです。

- 旅行期間 平成28年9月24日(土)
- ご旅行代金 おひとり様 8,980円
- 募集人員 50名(最少催行人員30名)
- 添乗員 同行します
- 食事条件 朝食0回、昼食1回、夕食0回
- 申込締切日 平成28年9月12日(月)
(但し、定員になり次第締め切らせて頂きます)

ご旅行条件書(国内旅行) ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

■お申し込み

(1)所定の申込書に必要事項を記入の上、FAXまたはメールにてお送りいただけます。当社は旅行契約の申込みの受付付をします。予約の申込時点で契約は成立してはならず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申し込みまたは旅行代金全額を所定の口座にお振込みいただけます。
(申込書と申込金の2つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)
(2)申込金は「旅行代金」「取消料」「予約料」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。
(3)a.旅行開始日より75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でそれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様の安全に際して特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
(4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
(5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結ぶことになります。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
(6)遠征契約により旅行契約の締結を希望されるお客様への旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なしに旅行代金(一部「申込金」等)のお支払いを受けると(以下「遠征契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファックスその他の遠征手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と署名を取扱特約を含む加盟店契約がない等、または事務上の理由等で受けられない場合もあります。
②遠征契約のお申し込みは、会員は申込みしうとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
③遠征契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
④遠征契約のカード利用日は、会員および当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約締結のお申し込みの日となります。

■旅行代金・追加旅行代金
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金は、追加代金を含めた代金を言います。追加代金は、①1～4人部屋追加代金、②宿泊による宿泊代金を含みます。
■旅行代金に含まれるもの
①交通費/日表表に記載された区間の貸切バス・貸切船
②食事/昼食1回
③観光代金/日表表に記載された観光料の入場料
④添乗員代金/全行程同行
※上記は全てお客様の都合により、一部利用されなくても良い限りは申しません。
■旅行代金に含まれないもの
上記以外に旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
①集合前と解散後の費用
②旅行中の個人の諸費用
③食事におけるご飲物代
■確定日経費
確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日経費は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運行サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。詳しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して10日目に当たる日より前にお知らせします。
■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

取消料	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	当日の旅行開始前	旅行開始後
取消料	10～8日目に当たる日	7～2日目に当たる日	前日
取消率	20%	30%	40%
			50%
			100%

・当社の責任とならないロケーション等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
・取消料の対象となる旅行代金は表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
■取消料のつかない場合(お客様による旅行契約の解除)
下の場合は取消料はいたしません(一部例外)
・旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項を言います。
・旅行代金が増額された場合。
・当社が確定日経表を提出する日までに交付しない場合。
・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。
■旅行代金・追加旅行代金の解除
次の場合は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰りは前日)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ②旅行代金を期日までに支払いただけないとき、③申込条件の不適合
 - ④病気、団体行動への支障その他により円滑な実施が不可能なとき。
- 当社の責任
当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お客様に賠償する賠償限度額は1人15万円。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
- 特別補償
当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または財産に被った一定の損害について、旅行業契約特別保証規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数より1万円～5万円、携行品にかかる特別補償金(15万円を限度)ただし、一箇または一組に於いての補償限度は10万円を支払います。ただし、日経表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一時的に停止する旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。
- お客様の責任
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書に記載された旅行の権利・義務その他企画旅行契約の内容について努めるように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行業者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の告知

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより変更することがあります。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などの発生した場合は、直ちに最終日経表でお知らせする連絡先にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。)

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業特約(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める額を算じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、また、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての健康補償金の額が1,000円未満の場合

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始時
1. 契約書面に記載した旅行開始日は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含まずその他の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより高い料金への変更(変更後の等級及び設備の金額合計額)契約書面に記載した等級及び設備のものを「下」の場合(例:準特等車)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は等級の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本旅行の旅行開始地となる都市を旅行するお客様の居住地への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本旅行と本旅行との間に本旅行の開始又は終了の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊場所の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊設備の等級、設備、設備の等級の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアータイトルに記載があった事項の変更	2.5	5.0

■個人情報の取扱いについて

- (1)近畿日本ツーリスト(以下「当社」)および「販売店」掲載の委託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様さまとの連絡や運送・宿泊期間等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該情報等に提供いたします。
 - (2)当社、当社のグループ企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
 - (3)上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページにてご確認ください。
- 募集型企画旅行契約について
この条件に定めのない事項は当社旅行業特約(募集型企画旅行契約の部)によりります。当社旅行業特約をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業特約は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からご覧いただけます。当社に異なる場合も旅行の再実施はいたしません。
この募集型企画旅行業特約第12条4に定める取引条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。
■お問い合わせ先
■お問い合わせ先
■写真について:本誌に掲載されるすべての写真・イラストはイメージです。

～～お申し込み・お問い合わせは下記までご連絡ください～～

お申込方法

下記の近畿日本ツーリスト 関西国際交流センター
メールアドレスに以下の内容を送信して申してください。

申し込みメールアドレス
kiec@or.knt.co.jp

- ①ツアー名 ②氏名 ③性別 ④年齢
- ⑤電話番号(携帯可)⑥住所

※書式は問いません。携帯メールからの送信でも結構です。
受付後、手続き完了次第メールにてお知らせいたします。
※その他の国・地域への短期留学についてもご相談ください。
※注意:携帯電話から送信する場合、弊社アドレスからの返信が受信拒否されないように設定をお願いいたします。

旅行企画・実施

近畿日本ツーリスト株式会社
関西国際交流センター
TEL : 06-6634-0690 FAX : 06-6634-0693
ホームページ/ www.knt.co.jp/dantai/0239/
担当:小倉 崇 小林 里奈
〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル8F
観光庁長官登録旅行業第1944号 JATA正会員
旅行業公正取引
協会保証会員 旅行業公正取引協議会会員
営業時間:月～金 9:30～18:00(土日祝日休み)
休業日及び営業時間外の取消、変更のお申し出には対応ができませんので翌営業日の受付となります
総合旅行業務取扱管理者: 田川清広

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者におたずね下さい。